

第23回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前9時30分開議

2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室

3. 出席委員 (10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		

4. 欠席委員

5. 農業委員会事務局員 手塚寿子局長補佐 佐藤克宣主事

6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第60号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 4 報告第61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 5 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第73号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第74号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

(農地中間管理事業)

議 長

田植えの作業も順調に進んでおります。天候に恵まれたこともあって、山間部の方も週明けには8割方が終わるのかなと思ったところでした。

また、先月の総会におきましては、私事ではありますが、急な不幸のために急遽欠席となって、職務代理始め事務局皆さんには、お世話になり大変ありがとうございました。本来ですと、年度始めの挨拶ということで、人事異動があり、竹田局長ならびに、手塚局長補佐を紹介ながら、今年1年の豊富なども語りながらとあったんですが、なかなかゼロスタートになったので、推進委員の方にも挨拶が出来なく、大変残念だったと思うところでもありました。

ここで農業委員会を取り巻く問題で5月20日の農業新聞にありましたが、人農地プランの法案を可決したということで、法律で人農地プランを推進していこうという法案が通ったということで、今までですと農地バンクを通して、借手を一般公募していたのを、一般公募をやめるということで、農業委員会が中心となって、地域の農地を割り当てる作業をやっていかなければいけなくなり、ますます農業委員会の仕事も忙しくなると思います。県選出の参議院議員芳賀議員も、委員会の中で発言していましたが、農業委員といえども、農家をしている委員達で、農業の傍らでやっているの、そのことまで、すべて農業委員に託すのはどうなのかということ質問していましたが、国としては、農協他の関係機関と手を取りながらと、上手な交わりぶりを見せていましたが、そういうことが国会を通ったということで、忙しくなるような気がします。

また、完全に5年間に水張のない部分を農地として認めない部分の細かい部分ですが、ほんとに最後まで何も作れない農地だったら、除外するみたいなことを決められたみたいで、本当に何も作れない農地はどうか、そこも含めてこれからいろいろと出てくると思いますが、事務局とも力を合わせながら、この問題を退治しなければならないと思っていますので、よろしくお願い致します。

それでは、ただいまより第23回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、8番二瓶幸浩委員、1番鈴木智委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第60号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

非農地証明願いについて報告いたします。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	小白川字大谷地 3264-113	
	地目地積	田 1 筆で 864 m ²	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字新屋敷 3490-1	
	地目地積	田 1 筆で 490 m ²	

1 番の案件の事由は、農地条件も悪く、30 年以上も農地性が失われている状態であったためです。4 月 22 日に、地元農業委員の〇〇〇と現地調査を行っております。

2 番の案件の事由は、小屋が建てられ、30 年以上も農地として利用されていなかったため農地性が失われていたためです。4/27 に、地元農業委員の〇〇〇と現地調査を行っております。以上、報告と致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 6 1 号「農地法第 1 8 条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	黒沢字南館 3353-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 24, 138 m ²	
2 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字北石田 4657-1	
	地目地積	田 1 筆で 808 m ²	
3 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字上椿 3664-1	
	地目地積	田 1 筆で 708 m ²	
4 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	黒沢字南館 3353-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 10 筆で 25, 654 m ²	
5 番	貸 付 人	〇〇〇	〇〇〇
	借 受 人	〇〇〇	〇〇〇

	届出地	椿字下野 4351-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 848 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字下野 4351-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 848 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3662-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1, 287 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字上椿 3662-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1, 287 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字中洞三 6738	
	地目地積	田 1 筆で 2, 948 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字小山 3272	
	地目地積	田 1 筆で 3, 390 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字小山 3270	
	地目地積	田 1 筆で 2, 875 m ²	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字吉原 4194-1	
	地目地積	田 1 筆で 202 m ²	

以上、報告致します。

議 長

報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 6 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので、報告いたし

ます。

1 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字中椿 3296-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 1 筆で 3,199 m ²	
2 番	申 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	届 出 地	椿字中椿 3274-1 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 11 筆畑 3 筆で 25,057.00 m ²	

1 番の案件は、令和 4 年 2 月 20 日相続による取得であっせん希望はございません。
2 番の案件は、令和 3 年 12 月 13 日相続による取得であっせん希望はございません。
以上、報告致します。

議 長

報告でありますので、ご了承下さい。続きまして、日程第 6 議案第 7 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので、審査を求めます。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字寺ノ下 5851	
	地目地積	田 1 筆で 125 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字西向下 4965-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,066 m ²	
3 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字小山 3270	
	地目地積	田 1 筆で 2,875 m ²	
4 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字小山 3272	
	地目地積	田 1 筆で 3,390 m ²	
5 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字才頭先二 1122-9 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 8 筆畑 3 筆で 4,173.15 m ²	

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。当該委員に関係する案件がありますので、退席を求めます。〇〇〇。それでは、2番の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件ですが、みなさんご存知のとおり、〇〇〇は農業委員をしております、なんら問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって2番の案件について承認することに決定しました。〇〇〇に報告致します。全員賛成によって、承認されましたので、報告致します。それでは、他の案件について、事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1番の案件が、〇〇〇、〇〇〇は新家本家にあたりまして、〇〇〇が長年、作っていて、この際、将来を考えて、値段もお互い納得しておりますので、なんら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 3番、4番の案件ですが、先ほど〇〇〇、〇〇〇の解約がありましたが、〇〇〇で借りていたんですが、今度新規に〇〇〇が〇〇〇、〇〇〇の農地を借りることになりました。〇〇〇につきましては、10年ほど前に、〇〇〇の研修に入りまして、その後、ずっと〇〇〇で働いていらっしゃるということで、今回、独立して、自分で農地を借りながら、作物を育てていきたいとありましたので、なんら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 5番の案件ですが、親子関係の更新でありまして、なんら問題ないと思います。〇〇〇も積極的に取り組んでおりますので、問題ないと思っております。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第72号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4194-3	
	地目地積	田 1 筆で 202 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字内町 1390-1	
	地目地積	畑 1 筆で 534 m ²	

1 番の案件の転用事由は、住宅の建築と駐車場を造成するものです。工事着手は、令和4年7月1日で、令和4年12月31日に完了予定です。申請地は10ha以上の一団の農地が広がる区域内にある農地であり、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可することができないとされております。しかし、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるとされております。続いて2番の案件について説明致します。土地利用計画図転用事由は、住宅の建設です。工事着手は、許可後で、令和4年11月30日に完了予定です。

以上2件説明いたしましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇については、孫になります。この度、この農地に住宅を建てたいということになりました。現在の住宅のすぐそばで、農道に接して細長く三角の農地であり、現在は水稻の育苗ハウスと自家用の畑作を作付けしていたようでした。2 番の案件ですが、萩生の住宅街の西側にありまして、〇〇〇が近々結婚されるということで、家の方が手狭になるということで、住宅の建設を計画しているようでした。〇〇〇の住宅の向かい側になりますが、段差もあり、現状も四角でなく、なかなか作業するにも、困難な農地であると思ったところでした。両方の農地について、使い勝手が悪く、生産性の低い農地と見させていただいたところでもあります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第8議案第73号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転1件、利用権設定13件、合計14件であります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字下小沼沢 171	
	地目地積	田1筆で137㎡	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 3663-1 はじめ4筆	
	地目地積	田4筆で17,888㎡	
3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 3664-1	
	地目地積	田1筆で708㎡	
4番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 3662-1 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で1,287㎡	
5番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字南館 3353-1 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で2,261㎡	
6番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字宮在家 3767-1 はじめ2筆	
	地目地積	田2筆で3,989㎡	

7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字上川原 4882	
	地目地積	田 1 筆で 1,063 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字上川原 4883	
	地目地積	田 1 筆で 4,109 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西向下 4923-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 7,126 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3782-1	
	地目地積	田 1 筆で 6,628 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3193-1	
	地目地積	田 1 筆で 718 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字小山 3320-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 22,391 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字大畑 3480-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,881 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字上川原五 1570-5 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 3,352 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該

委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の所有権移転ですが、〇〇〇の農地が〇〇〇の農地に挟まれた一角になっております。〇〇〇の方で、これを購入して、一団の土地にして、有効活用したいということですので、〇〇〇にとってもいいことだと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。7 番 8 番 9 番の案件ですが、これは賃貸借になります。〇〇〇が、今年の 3 月の末に急に倒れまして、田んぼを耕作することが出来なく、病院からの連絡で、急遽借受人を探して、何とかしたんですが、7 番につきましては、〇〇〇の土地ですが、〇〇〇が昨年まで耕作しておりました。その土地を 7 番、8 番の上川原については、一団の土地でありまして、ちょうど隣の〇〇〇の方に依頼をして耕作して頂くことで、〇〇〇も多面的に耕作しておりまして、間違いなくやってくると思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。9 番については、同じく〇〇〇の土地ですが、〇〇〇に借りて頂いて、この土地については、西向になります。その土地を〇〇〇に耕作して頂くことに了承いただきました。〇〇〇も多方面にやっておられますので、十分だと思われれます。賃貸料については、水料込みということで、双方合意しております。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番の案件ですが、昨年の秋に農地中間管理機構と契約を結んでいたんですが、急遽、借受人の方が病気になりまして、体調がすぐれないということで、今回解約の手続きをしまして、急遽、近隣の人と契約をさせていただきました。2 番 3 番 4 番について、〇〇〇については、〇〇〇と親族関係にありまして、快く引き受けて頂きました。5 番の〇〇〇は、ちょうど上に自分の田んぼがあったので、なんとかお願いしたところでした。6 番の〇〇〇については、法人になった訳ですが、その前は、〇〇〇が田んぼを所有しているという状況ですので、なんとかお願いしたところでした。3 人もなんら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。また、10 番の案件ですが、〇〇〇は、急に今年亡くなりまして、急遽、〇〇〇にお願いしたところでした。〇〇〇は、最適化推進委員でありますし、一生懸命農業に取り組んでおられますので、なんら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 11 番の案件ですが、同じ地区で、再設定であります。12 番の案件ですが、これも同じ地区での再設定あります。2 つとも再設定で、今までもなんら問題ありませんでしたので、〇〇〇、〇〇〇、適正な管理をされております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 13番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は再設定であります。なんら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 14番の案件ですが、再設定であります。1筆は田んぼですが、他は白川橋の土手で条件が悪く転作をしているので、この賃貸料ですが、お互い納得おりますので、なんら問題ありません。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。日程第9議案第74号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理機構について説明いたします。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字下川原 1807-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 14,879 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字田中 3828-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,020 m ²	

以上でございます。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 ただいま事務局説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 よって決議することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。
第23回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時15分閉会した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年5月25日

議長 _____

署名委員 (8番) _____

署名委員 (1番) _____